



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 1
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（下水道課） ..... 1
- 開発行為に関する工事の完了・3件（中部土木事務所） ..... 2

### 監査委員事項

- 県議会からの監査の請求に係る監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置及び勧告に基づき講じた必要な措置の公表 ..... 2

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ドラッグストアモリ具志店 那覇市字具志宇知座原892番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ドラッグストアモリ 福岡県朝倉市一木1148番地の1 代表取締役 森竜馬
- 3 法第8条第1項の規定による那覇市の意見の概要  
当該地は、道路整備中の那覇市市道具志73号線に隣接しており、当該市道の供用開始後には利用車両が増加することが想定されるため、一般車両の駐車場への入庫は左折を原則とし、右折による入庫待ちの列が生じて渋滞とならないように交通整理員による誘導が必要と考える。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和8年1月20日から同年2月20日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年1月20日

沖縄県知事 玉城康裕

- 1 隨意契約に係る特定役務の名称及び数量 那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県土木建築部下水道課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年11月19日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 （有）沖縄小堀電気・（株）東芝・（株）大興建設特定建設工事共同企業体 代表企業 有限会社沖縄小堀電機 浦添市伊祖三丁目1番7号
- 5 契約金額 3,806,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月20日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月6日 沖縄県指令中土第545号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字熱田浜原2024番20
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市比屋根六丁目4番21号 s k y p i a 比屋根グラティア202  
石川眞義
- 5 検査済証番号 令和7年12月5日 C第720号
- 6 工事完了年月日 令和7年11月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月20日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年2月1日 沖縄県指令中土第346号、令和6年7月12日 沖縄県指令中土第2853号（変更）、令和7年12月4日 沖縄県指令中土第6249号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長東75番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長161番地（L i l y H o u s e 城302号） 城間由希子
- 5 検査済証番号 令和7年12月11日 C第721号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年1月20日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年3月27日 沖縄県指令中土第1183号、令和7年9月18日 沖縄県指令中土第4765号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋上原562番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市上原一丁目20番5号 桃原大輔、宜野湾市上原一丁目20番5号 桃原利衣子
- 5 検査済証番号 令和7年12月12日 C第722号
- 6 工事完了年月日 令和7年12月2日

## 監査委員事項

### 沖縄県監査委員公表第1号

沖縄県議会からの監査の請求に係る監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置及び勧告に基づき講じた必要な措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び第15項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和8年1月20日

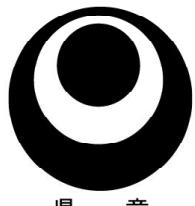
沖縄県監査委員 渡嘉敷道夫  
沖縄県監査委員 川畠順義  
沖縄県監査委員 又吉清義  
沖縄県監査委員 喜友名智子

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---

令和8年1月20日 火曜日

公 報

第5380号別冊



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

県議会からの監査の請求に係る監査  
の結果に基づき、又は監査の結果を  
参考として講じた措置及び勧告に基  
づき講じた必要な措置の公表

知基第85号  
令和7年7月31日

沖縄県監査委員 渡嘉敷道夫  
沖縄県監査委員 川畠順義 殿  
沖縄県監査委員 又吉清義  
沖縄県監査委員 喜友名智子

沖縄県知事 玉城 康裕

### 監査結果を受けて講じた措置について（通知）

令和7年6月3日付け監第116号にて報告された監査の結果及び勧告について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項及び第15項に基づき通知します。

なお、監査結果報告書において指摘いただいた点を含め、内部統制の制度に沿って評価を行っており、問題が発生した要因を分析して庁内で共有することとしております。

#### 記

##### 1 監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置（同条第14項関係）

別添1のとおり

##### 2 勧告に基づいて講じた措置（同条第15項関係）

勧告	措置
1 本件法人に係る入出金の内容を明らかにすること	別添2及び別添3のとおり
2 県の委託事業に係る委託料が当該事業のために適切に支出されたことを確認する観点から、平成27年度以降の各年度ごとに、ワシントンコア社が本件法人の銀行口座に入金したとする当該委託料の一部が当該年度の委託業務のどの経費に対して出金されたかについて、確認できる資料を徴するなど、県においてその内容を整理し、明らかにすること。	別添3のとおり

### 監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置

番号	指摘内容	措置状況
1	ワシントンD.C.において本件法人を設立するに当たって、県は、起案文書を作成しておらず、事務決裁規程で定める意思決定手続を行っていなかった。（著しく適正を欠く事務処理）（p6）	令和6年12月24日付けで、知事決裁により法人設立を追認した。
2	本件法人設立に当たっては、公社等指導監督要領5(1)ア～オに掲げる留意事項を踏まえた検討のほか、設立登記、出資、設立総会、取締役会など必要な設立手続についての検討や調整が行われていなかった。（適正な事務処理と認められない。）（p7）	令和7年6月13日に法人を清算した。今後、新たな体制で再開する際には、指摘を踏まえ、十分な検討や調整を行う。
3	公社等指導監督要領を踏まえ本件法人の指導監督及び調整を行う必要がある。（p7）	2に対する措置状況と同じ。
4	公社等財政支援指針の内容を参考に、設立目的、法人設置の必要性も含め、適切な法人の形態について改めて検討、整理し、説明する必要がある。（p8）	2に対する措置状況と同じ。
5	本件法人が行おうとする事業が県行政と密接に関わるものであること等を明らかにするため、定款には事業目的を記載することが適切である。（p8）	現地の法令上、事業目的は定款の記載事項として必須のものとされていないが、今後、新たな体制で再開する際には、指摘を踏まえて適切に対応する。
6	本件法人への出資の意思決定を示す文書は確認できず、県の名義による出資についての意思決定の手續がなされていなかったと判断するほかない。（著しく適正を欠く事務処理）（p9）	1に対する措置状況と同じ。
7	出資額については、公社等財政支援指針第2に基づき、事前の総務部長協議や関係者調整等に留意しながら対処することとなっているが、それが行われていない。（適正な事務処理と認められない。）（p10）	2に対する措置状況と同じ。
8	取得した株券について、公有財産規則に基づく会計管理者への送付、管財課長への報告等を行っていない。（不適正な事務処理である。）（p10）	取得した株券については、令和6年12月24日に公有財産規則第55条に基づいて公有財産台帳に登載し、同日、同規則第53条に基づいて有価証券受入及び報告決議書を発議し、会計課に合議した。合議が完了した同月27日、同規則第53条に基づいて会計管理者に対し有価証券受入通知書と合わせて株券を送付し、管財課長に対して有価証券受入報告書を送付した。

番号	指摘内容	措置状況
9	取得した株券について、公有財産台帳への登載を行わず、再委託先の事業所に保管されたままであった。 (不適正な事務処理である。) (p10)	8に対する措置と同じ。
10	平成27年度委託業務完了後の検査、確認において、受託者から株券の提出がなく、執行部もこれを徴求していない。 (不適正な事務処理である。) (p10)	8に対する措置と同じ。
11	取得した株券について、決算を議会の認定に付するに当たって提出する決算の附属書類（財産に関する調書）に反映されていない。 (不適正な事務処理である。) (p11)	令和6年度決算において報告する予定。
12	委託料を通じた本件法人の事務所賃貸料等の管理運営費の支弁は、県からの財政支援に相当し、公社等指導監督要領に反する取扱いである。 (適正な事務処理と認められない。) (p11)	2に対する措置状況と同じ。
13	県は、公社等財政支援指針及び総務省指針を踏まえて、改めて本件法人に対する財政支援のあり方について検討する必要がある。 (p12)	2に対する措置状況と同じ。
14	本件法人の役員を兼ねることに対する営利企業の従事許可を受けていない。 (不適正な事務処理である。) (p13)	令和6年12月26日に営利企業への従事（ワシントンDCオフィス社の役員の地位を兼ねること）を許可し、合わせて、同社特有の事務に従事する時間については職務専念義務を免除することとした。
15	職務専念免除義務の申請、承認の手続が行われていない。 (不適正な事務処理である。) (p13)	14に対する措置状況と同じ。
16	駐在規程第5条に基づく、文書整理補助簿、郵便切手受払補助簿、勤務日誌の確認ができない。 (不適正な事務処理である。) (p13)	監査結果報告を受けた令和7年6月3日時点で、駐在の担当業務の活動は停止しており、今後駐在の活動を再開する際には、適切な文書管理の確保に努める。 郵便切手受払補助簿については、令和4年度以降、文書により切手の受払を管理している。 勤務日誌については、週1回駐在から報告される週報又は予定表により、本庁において駐在職員の勤務実態を確認しており、これを勤務日誌として位置づける等の整理が必要であったと考える。今後駐在の活動を再開する際には、適切な勤務管理の確保に努める。

番号	指摘内容	措置状況
17	駐在職員が本件法人の役員を兼ねる場合に、公社等指導監督要領において求められる指導や手續がなされていない。（適正な事務処理と認められない。）（p14）	2に対する措置状況と同じ。
18	本件法人の銀行口座の入出金の一部について具体的な記載がなく内容を確認することができなかった。（p17）	勧告に対する措置として報告する。
19	平成27年の駐在職員のアトランタ出張は県職員としての用務と考えられるが、旅行命令簿が確認できなかった。（p19）	旅行命令簿の保存年限（3年）を踏まえ確認できる範囲では、令和4年度から令和6年度までの米国内の出張に関して旅行命令簿が作成されており、改善が図られたものと考えている。
20	本件法人においては、総勘定元帳などの当然作成されるべき会計帳簿が作成されていなかった。（p19）	2に対する措置状況と同じ。
21	指導監督要領において、会計処理の適正を期するよう指導する旨が定められているが、県による適切な指導がなされていなかった。（p19）	2に対する措置状況と同じ。
22	自治法第243条の3第2項に基づく出資等にかかる法人の経営状況報告書の作成及び提出が行われていなかった。（著しく適正を欠く事務処理）（p20）	令和7年2月10日に提出した。
23	公社等指導監督要領に基づき公社等の情報を公表することとしているが、本件法人については公表がなされていなかった。（p20）	2に対する措置状況と同じ。
24	公社等財政支援指針3(9)において、県の財政支援状況を公表することとなっているが、APICに係る財政支援の状況について公表がなされていなかった。（p20）	2に対する措置状況と同じ。
25	法人設立及び出資について、検討・調整を十分に行っておらず、議会での予算審議において説明がなしたこと、意思決定手続を行っていなかった。（不適切な事務処理である。）（p23）	1に対する措置状況及び2に対する措置状況と同じ。
26	本件法人に係る入出金の内容を明らかにすること。（勧告）（p23）	勧告に対する措置として報告する。
27	受託業者から本件法人の口座に入金された委託料の一部が委託業務のどの経費に対して出金されたのかについて、年度ごとに内容を整理し明らかにすること。（勧告）（p23）	同上

番号	指摘内容	措置状況
28	ワシントンD.C.に職員を駐在させるに当たり、県庁内で事前の検討が十分に行われなかつたため、駐在職員と委託業者任せの状態となっていたこと。（意見）（p24）	2に対する措置状況と同じ。
29	駐在職員の事務の執行体制が不十分であったため、指揮系統が機能せず、駐在職員の活動に対する指揮監督が十分に行われなかつたこと。（意見）（p24）	現時点では職員は駐在していない。今後新たな体制で再開を検討する際には、現地における体制を含め、十分な検討、調整を行って適切な体制を整備する。

**ワシントンDCオフィス社の入出金  
(監査結果報告において内容が確認できなかったとされている分)**

内容が確認できなかったとされている入出金について、送金元の口座履歴や、委託契約に基づいて提出される実績報告書に添付されている証拠書類と突合して確認した。

内容が確認できなかったとされている入出金	左の内容
平成27年 124,750ドルの入金	7月10日 事務所運営資金としてコア社から30,000ドルを入金した。 7月24日 マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から54,750ドルを入金した。 11月12日 マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から40,000ドルを入金した。
平成28年 109,628ドルの入金	5月5日 マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から54,750ドルを入金した。 6月14日 事務所運営資金としてコア社から200ドルを入金した。(口座維持手数料が生じないよう、残高3,000ドル以上を維持するため) 11月22日 駐在職員用に開設していた2つの口座を解約するに当たり、同口座の口座維持手数料が発生しないようにコア社が入れていた資金(3,000ドル、3,004ドル)を、事務所の運営資金としてワシントンDCオフィス社の口座に入金した。 11月22日 マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から48,674ドルを入金した。
平成29年 140,806ドルの入金	1月23日 事務所運営資金としてコア社から43,000ドルを入金した。 5月22日 マーキュリー社への支払に充てる資金及び事務所運営資金としてコア社から97,805.8ドルを入金した。
平成27年 101,275ドルの出金	8月10日 7月29日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。 11月23日 11月16日にマーキュリー社に振り出した46,525ドルの小切手が現金化された。
平成28年 129,500ドルの出金	3月15日 事務所運営資金としてコア社が入れていた資金のうち、当面使用予定のない20,000ドルをコア社に送金した。 5月24日 5月9日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。 11月29日 11月23日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。
平成29年 117,750ドルの出金	2月21日 2月9日に現地スタッフ採用のために使用した人材あつ旋会社に対して振り出した8,000ドルの小切手が現金化された。 3月30日 コロンビア特別区フランチャイズ税を納めるために振り出した250ドルの小切手が現金化された。 5月30日 5月22日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。 12月13日 12月6日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。

## ワシントンDCオフィス社の入出金内容（H27～R7年度）及び委託業務との対応

(単位：ドル)

年度	入金額及び内容（※1）	出金額及び内容		左に対応する仕様書上の業務
H27	124,750 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	101,275.00	専門家等を活用したヒアリング調査 (平成27年度沖縄県米国政策調査業務委託契約)
		FARA登録手数料	305.00	FARAをはじめ、必要と判断される登録業務の支援
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00	米国における監査等の対応支援に関すること
		銀行手数料（※2）	18.00	事務所の運営支援に関すること
		ワシントンコア社への返金	20,000.00	(使用予定のない資金をワシントンコア社に返金したもの)
		合 計	121,848.00	—
H28	155,530 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109,500.00	専門家等を活用したヒアリング調査
		現地スタッフ採用に係る手数料	8,000.00	現地職員の採用等の支援に関すること
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	9,129.55	同上
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00	米国における監査等の対応支援に関すること
		銀行手数料	30.00	事務所の運営支援に関すること
			126,909.55	—
H29	181,176.25 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109,500.00	専門家等を活用したヒアリング調査
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	48,910.16	現地職員の雇用等の支援に関すること
		銀行手数料	15.00	事務所の運営支援に関すること
		合 計	158,425.16	—
H30	218,001.09 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払（※3）	164,250.00	専門家等を活用したヒアリング調査
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	50,324.72	現地職員の支援に関すること
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00	米国における監査等の対応支援に関すること
		銀行手数料	175.00	事務所の運営支援に関すること
		合 計	214,999.72	—

つづき

年度	入金額及び内容	出金額及び内容		左に対応する仕様書上の業務
R元	165, 502. 57 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109, 500. 00	米国議会や米国の情勢に見識の高い専門家等を活用した駐在活動の支援
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	52, 538. 37	現地スタッフの支援に関すること
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250. 00	米国における確定申告等の対応支援に関すること
		銀行手数料	120. 00	事務所の運営支援に関すること
		合 計	162, 408. 37	—
R2	173, 600. 15 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109, 500. 00	米国議会や米国の情勢に見識の高い専門家等を活用した駐在活動の支援
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	59, 416. 66	現地スタッフの支援に関すること
		銀行手数料	90. 00	事務所の運営支援に関すること
		合 計	169, 006. 66	
R3	178, 732. 23 ドル 事務所運営資金、マーキュリー社への支払用資金及び税調整額	マーキュリー社への支払	109, 500. 00	米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	63, 992. 65	現地スタッフの支援に関すること
		コロンビア特別区フランチャイズ税	500. 00	米国における確定申告等の対応支援に関すること
		銀行手数料	90. 00	事務所の運営支援に関すること
		合 計	174, 082. 65	
R4	187, 518. 37 ドル 事務所運営資金、マーキュリー社への支払用資金及び税調整額	マーキュリー社への支払	100, 000. 00	米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	83, 307. 22	現地スタッフの支援に関すること
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250. 00	米国における確定申告等の対応支援に関すること
		合 計	183, 557. 22	
R5	225, 961. 15 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	100, 000. 00	米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	124, 828. 64	現地スタッフの支援に関すること
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250. 00	米国における確定申告等の対応支援に関すること
		携帯電話使用料	703. 66	事務所の運営支援に関すること
		銀行手数料	30. 00	事務所の運営支援に関すること
		合 計	225, 812. 30	

つづき

年度	入金額及び内容	出金額及び内容		左に対応する仕様書上の業務
R 6	202, 921. 96 ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	100, 000. 00	米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	98, 570. 58	現地スタッフの支援に関すること
		携帯電話使用料	844. 35	事務所の運営支援に関すること
		合 計	199, 414. 93	
R 7	12, 106. 86 ドル 事務所運営資金	現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	11, 946. 86	現地スタッフの雇用に関する支援
		携帯電話使用料	160. 00	その他、委託業務の目的に照らして必要と認められる支援
		合 計	12, 106. 86	

※1 R 3 及び R 4 の税調整額並びに※3 で示す小切手の現金化の取消に伴う入金以外は、全てワシントンコア社からの入金である。

※2 銀行手数料については、各年度とも、ワシントンコア社が事業に要した経費として計上しておらず、したがって県に請求されていない。

※3 平成 30 年度は、マーキュリー社に振り出した小切手が一度現金化されたものの、口座残高が不足していたために現金化を取り消し、ワシントンコア社からワシントン DC オフィス社に所要額を送金した上で、改めて現金化している。このため、マーキュリー社への支払額が 164, 250 ドルとなっているが、このうち 54, 750 ドルは取り消されたものであり、実際にマーキュリー社が受け取ったのは 109, 500 ドルである。

**備考 1 入金額と出金額に差があることについて**

各年の 3 月末時点でもワシントン DC オフィス社の銀行口座には現金が残っている。これは、ワシントンコア社が、3 月末日でワシントン DC オフィス社の口座から資金を引き上げなかったことによるものである。

県がワシントンコア社に支払う委託料には、各年の 3 月末時点でワシントン DC オフィス社の口座に残っている現金分は含まれておらず、あくまで、実際に第三者に支払った実績に応じて支払っているものであり、3 月末時点で残っている現金は、翌年度（4 月 1 日以降）の支出に充てられ、翌年度の委託料において精算されている。

**備考 2 出資金 1, 000 ドルと委託料の関係について**

県がワシントン DC オフィス社に出資した 1, 000 ドルは同社において資本金とされたが、現金として維持されることなく、同社の支出に当てられている。

県は、委託先（ワシントンコア社）が委託業務の実施に要した経費を委託先に支払うが、委託先からワシントン DC オフィス社に送金しただけでは、その送金額は委託業務の実施に要した経費として計上されず、ワシントン DC オフィス社を介して第三者等に支出してはじめて、委託業務の実施に要した経費として計上される。出資金も、ワシントンコア社がワシントン DC オフィス社に送金したため、実績報告書においては出資金として計上されていない。

一方、出資金を含め、ワシントンコア社がワシントン DC オフィス社に送った資金は、ワシントン DC オフィス社の支出に充てられており、これらの支出はワシントンコア社の実績として県に報告され、委託料として精算されている。

したがって、委託先から県に提出される実績報告書においては、経費の明細として「出資金」は表れず、マーキュリー社への支払など、実際にワシントン DC オフィス社を介して行った支出が表れている。

なお、会社法上の資本金は抽象的な数値であり、現金として維持することが義務付けられているものではない。

沖縄県総務部総務私学課  
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号  
電話番号 098-866-2074